

社会福祉法人高春福社会 行動計画

当法人の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う為、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日 までの5年間

2. 内 容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び、育児休業から復職した社員に対するメンター制度の導入

《対策》

- 令和3年11月～ メンター制度の検討を行う
- 令和3年12月～ 運用ルールの検討、メンターとなる職員の選定
- 令和4年3月～ 運用ルールの決定、メンターとなる職員へ研修を実施
メンター制度の導入、掲示板や伝達ノート等で職員へ周知する

目標2：子どもが親の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日(仮)」を令和4年8月までに実施

《対策》

- 令和3年11月～ 「子ども参観日」実施にあたり検討会を設置する
- 令和3年12月～ 掲示板や伝達ノート等で「子ども参観日」実施について周知する
- 令和4年8月～ 「子ども参観日」の実施、実施後職員へ向けたアンケート調査、次回に向けて反省・改善点等の検討

目標3：地域の子どもの職場見学及び若者のインターンシップの受入れを行う

《対策》

- 令和3年11月～ 関係行政機関、対象の学校との連携
- 令和3年11月～ 掲示板や伝達ノート等を用いて職員へ周知及び、関係機関へ周知
- 令和3年11月～ 職場見学及びインターンシップの受入れを開始